

飯山市公告

次のとおり、公募型プロポーザルに係る参加申込みを招請します。

令和 7 年 4 月 1 8 日

飯山市長 江 沢 岸 生

1 業務概要

(1) 業務名

令和 7 年度 都市計画変更事業 飯山市都市空間情報デジタル基盤構築業務

(2) 業務内容

別紙「特記仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 2 0 日まで

(4) 業務規模

本業務の提案実現のための価格の上限は、83,500,000 円（消費税及び地方消費税を含む）とする。ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

2 参加資格

次に掲げる全ての要件に該当すること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 飯山市入札参加資格者名簿に登録を行っている者。
- (3) 本業務の公告日から契約締結日までの間に指名停止措置を国及び地方公共団体から受けている者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づく再生手続開始の申し立てをしている者でないこと。
- (5) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (6) 過去 5 年間（令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで）に国又は地方公

共団体が発注する空中写真測量及び都市計画基本図作成業務又はそれに類似した業務を受注した実績を有する者であること。

- (7) 過去5年間（令和2年4月1日から令和7年3月31日まで）に国又は地方公共団体が発注する3D都市モデル整備又はユースケース開発又はそれに類似した業務を受注した実績を有する者であること。

- (8) 次の資格を有する主任技術者、照査技術者及び担当技術者を配置すること。なお、各技術者は提案者と正規雇用関係にあること。

ア 主任技術者は、測量士の資格を有する者とし、過去5年間（令和2年4月1日から令和7年3月31日まで）において、国又は地方公共団体が発注する「Project PLATEAU」に準拠した3D都市モデル整備に関する業務又は都市計画基本図作成（修正）業務の実績があること。

イ 照査技術者は、測量士及び空間情報空間情報統括理技術者資格を有する者とする。なお、照査技術者は、主任技術者及び担当技術者を兼ねることはできない。

ウ 担当技術者は、測量士又は測量士補を有するものとする。

3 参加手続き等

(1) 担当部署

飯山市 建設水道部 まちづくり課 計画係

〒389-2292

長野県飯山市大字飯山 1110-1

電話 0269-62-3111（内線 241・242） ファックス 0269-62-6221

e-mail machi@city.iiyama.nagano.jp

(2) 関係資料の交付方法

資料は全て飯山市公式ホームページからダウンロードすること。

URL : <http://www.city.iiyama.nagano.jp/>

(3) 参加申請書の提出期限等

ア 提出期限 令和7年5月2日（金）午後5時まで（必着）

イ 提出場所 上記(1)のとおり

ウ 提出方法 持参又は郵送（書留又は簡易書留）とする。

4 選考方法等

(1) 第一次審査

担当係において提出書類を確認するとともに審査を行い、5者を選定する。なお、応募が5者以下の場合でも実施する。

(2) 第二次審査

プレゼンテーション及びヒアリングを実施し、「飯山市都市空間情報デジタル基盤構築業務審査委員会」が審査を行う。

5 審査基準

「飯山市都市空間情報デジタル基盤構築業務に係る公募型プロポーザル実施要領」審査基準による。

6 審査結果

(1) 第一次審査

メールにて速やかに参加者すべてに通知する。

(2) 第二次審査

メールにて速やかに2次審査参加者すべてに通知するとともに、飯山市ホームページにおいて公表する。

(3) その他

- ・第一次審査と第二次審査の評価点の合計が一番高い者を本業務の受託候補者とする。
- ・結果についての異議申し立ては一切認めない。

7 その他

(1) 詳細は「飯山市都市空間情報デジタル基盤構築業務に係る公募型プロポーザル実施要領」及び「飯山市都市空間情報デジタル基盤構築業務特記仕様書」によるものとする。

(2) 提出期限後の提案書の変更は認めない。

(3) 本プロポーザルに係る経費については応募者側の負担とする。